

試験調査実施計画案のポイント（案）

○平成24年7月3日（火）を調査期日として実施する平成25年住宅・土地統計調査試験調査の実施計画案（別紙1）のポイントは以下のとおりである。

1 主な検証事項

○調査事項及び調査票設計

- ・選択肢区分等を変更した調査事項の記入状況及び調査票設計（規格をB判からA判に拡大）

○調査方法

- ・調査票の回収方法別、記入者手当有無別の調査票回収状況及び記入状況
- ・調査票未提出世帯に対する効率的かつ効果的な調査票回収方法（確認状、督促状の活用を検討）
- ・プレプリント範囲、規格を拡大した単位区設定図による調査対象の確認方法（規格をA4判からA3判に拡大の上、分図もプレプリント）

○調査事務

- ・地域特性別の事務量、調査票の受付、整理、審査に係る事務量、調査員の事務量

○住生活総合調査との同時実施（別紙2「同時実施に係る調査対象等イメージ（案）」参照）

- ・調査関係書類等の利用、調査票回収及び記入状況、事務の流れ、事務量

2 調査票の種類等

○調査票の種類（別紙3「各種試験調査調査票様式案（案1～案3）」を参照）

- ・調査票甲：住生活総合調査試験調査との同時実施調査区の世帯に配布する。
 - ・調査票乙：調査票甲を配布する調査区以外の調査区（住調単独調査区）の世帯に配布する。
 - ・建物調査票：調査員が住宅の建て方、構造等を把握するもので、世帯には配布しない。
- ※なお、上記調査票の他、同時実施調査区の世帯あてにアンケートの実施を予定している。

○調査の実施方法

- ・調査員回収方式（任意封入提出方式）：調査員が調査票の回収を行う方式。封入するか否かは世帯が任意に選択する。
- ・郵送回収方式（任意封入提出方式併用）：郵送回収を原則としつつ、世帯の希望により調査員回収（任意封入提出方式）も認める。

3 調査の地域

- 実施地方公共団体(地域性、人口規模等を考慮の上、5都府県、10市町を選定)
 - ・東京都:世田谷区、荒川区
 - ・愛知県:名古屋市中川区、知多郡南知多町
 - ・京都府:京都市上京区、与謝郡与謝野町
 - ・岡山県:岡山市南区、高梁市
 - ・熊本県:八代市、荒尾市
- 実施調査区、調査対象数(詳細は別紙4「試験調査 調査区数等一覧表(案)」を参照)
 - ・地域特性を考慮の上、1市町につき12調査区、合計120調査区を選定する。
(120調査区のうち、40調査区を同時実施調査区とする。)
 - ・1調査区につき17住戸・世帯を抽出し、合計で約2,000客体とする。

4 その他

- 調査の流れ
 - ・総務省(統計局)－都府県－市町－調査員－世帯の流れにより行う。
- 結果の検討
 - ・都府県において調査票審査会(国、市町職員も参加)を開催し、審査結果を記録する。
 - ・市町においては、調査員報告会を開催し、調査員から調査状況、意見等を聴取する。
 - ・総務省統計局は、調査終了後、実施都府県・市町事後報告会を開催し、調査の実施状況等の報告を得るとともに調査票、関係書類の審査・集計を行い、所要の分析評価を行う。
- その他
 - ・統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査として実施する。

※調査結果は総務省統計局における所要の分析を経て第6回研究会(9月想定)において報告し、平成25年本調査の実施計画案の策定に資する予定。